

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：富山県教育委員会

１. 全職員にかかる情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	95.27	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.64	%
全職員	94.11	%

２. 「任期の定めのない常勤職員」にかかる役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	103.48	%
本庁課長相当職	100.83	%
本庁課長補佐相当職	99.78	%
本庁係長相当職	93.77	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	94.86	%
31～35年	94.63	%
26～30年	94.10	%
21～25年	93.34	%
16～20年	95.29	%
11～15年	94.01	%
6～10年	93.48	%
1～5年	95.15	%

【説明欄】

・役職段階別については令和５年７月「女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表」時の各役職段階該当者を調査対象とする。

・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、令和５年４月１日時点における扶養手当の受給者に占める男性の割合は77.7%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までに年度単位で算出している。